

第 2 章

都市づくりの方針 (全体構想)

第2章 都市づくりの方針

2.1 将来の都市像

(1) 基本理念

「新市基本計画」では、本市の将来像を「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市」とし、新しいまちづくりの方向性を示しています。

マスタープランでは、まちづくりの主役である市民との協働を基本として、市民が安心して快適に暮らすことのできるまちづくり、そして、本市が未来に向けて持続的に発展し続けていくことのできるまちづくりを展望し、次のように基本理念を掲げます。

市民の力で魅力ある文化田園都市づくり

本市には、水と緑に恵まれた田園風景と良好な生活環境、歴史と文化、また、将来に向けて圏央道整備などによる道路交通の利便性を活かした発展も期待されます。

「文化田園都市」は、地域の歴史や伝統文化を継承し、本市の特徴である田園と調和した都市を築いていくことを表現しています。具体的には、市民の皆さんとともに次のようなまちづくりの将来展望を描くものです。

1. 市民を主役として発展する、協働のまちづくり

まちづくりの主役は市民です。ここでいう市民とは、市内に居住する住民はもちろんのこと、市内で活動する企業や事業者、市内へ通勤・通学する方々なども指します。本市では、このような市民も含めてまちづくりの担い手として位置づけ、多様な市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

2. 地域の多様性が尊重され、都市がひとつになるまちづくり

本市は、4つの地域が合併によってひとつになった都市です。合併した都市にあっては、これら地域の活力を活かしながら、新たな魅力として次世代に継承していくことが重要です。本市では、それぞれの地域が有する歴史や伝統、環境などを尊重しあいながらも、都市全体として相互につながりを持った広域的で効果的なまちづくりを進めます。

3. 将来の社会変化に順応し、持続可能なまちづくり

高齢社会の到来や環境問題の深刻化など都市を取り巻く情勢や、東日本大震災に見られる我が国の国土の脆弱性などを踏まえ、都市の安全、生活の質、心の豊かさなど、持続可能なまちづくりに向けた価値観の転換が求められる状況にあります。本市では、社会構造等の将来変化に対して順応性を持ったまちづくりを推進します。

(2) 都市像

「土地利用」、「交通体系」、「緑・水・景観」、「防災・その他」で整理した課題を踏まえ、都市づくりの基本理念のもとで、本市が目指すべき将来の都市像（都市づくりにおいて想い描く将来の姿）を設定します。

この都市像は、変化が著しく時代の先を見通すことの難しい社会経済のなかにあっても、以下のような「活力」「交流」「環境」そして「安心」の都市づくりを展望することにより、本市が一体となり、市民を主役とした豊かな未来を創造していくことのできる都市を目指すものです。

実現に向けては、久喜・菖蒲・栗橋・鷲宮の4つの地域性を踏まえ、地区それぞれが相互に尊重すべき特徴を活かしながら取り組むものとします。

活力

住と職が織りなす活力創造都市

自然と調和した土地の保全と活用を図りつつ、市街地の整備、住環境の改善、産業空間の形成により、本市が持つ多様な活力が創造された都市を目指します。



交流

地域の魅力を高める交流推進都市

都市の内外を結ぶ道路体系や、誰もが安心して利用できる移動環境の創出、さらに、交通環境の発展とともに新たな出会いを生み出す観光機会を創出することにより、地域の経済活動や潜在的な魅力の向上が実現された都市を目指します。



環境

ゆとりと潤いあふれる環境共生都市

都市における憩いや、心の安らぎを与える緑あふれる環境、水辺や資源循環に配慮された空間や施設、歴史や地域資源を尊重したまち並みや景観を創出することにより、環境との共生が実現された都市を目指します。



安心

人に優しい安心定住都市

地震や洪水などの自然災害に強い都市の構造、交通事故や犯罪の発生を未然に防ぐ地域の環境が確保され、また、人に優しい環境や仕組みを持った、誰もが安心して定住することのできる都市を目指します。



(3) 都市構造

新市基本計画をはじめ、旧市町の各種計画や都市整備の動向等を踏まえ、本市の将来都市構造を設定します。

鉄道駅などを中心とした都市核のほか、住居系ゾーン、産業系ゾーンを形成し活力ある都市の実現を目指します。また、既存の鉄道路線や高速道路、市内の主要な幹線道路などの交通軸を機能的にネットワークさせ、多様な交流を創出可能な都市の実現を目指します。

■都市核

鉄道駅をはじめとした公共交通の拠点地域を、商業・文化・行政サービス等の機能が集積した賑わいのある交流拠点となるよう本市の都市核と位置づけ、それぞれの地域特性を活かした市街地形成を図ります。

■都市交流軸

久喜地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区の間で相互に構築される道路ネットワークを都市交流軸と位置づけ、本市の一体化を促進する道路等機能の確立を図ります。

◇広域道路

国道及び主要地方道のうち本市の都市構造を構成する基幹的な道路網は広域道路と位置づけ、市民生活をはじめとする都市活動の円滑化・効率化を図ります。

◇高速道路等

首都圏における自動車交通網を形成する東北道及び圏央道により、本市と広域都市圏とを結ぶ骨格的な交通機能の確保を図ります。

◇鉄道

JR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線は通勤・通学をはじめ、主要な公共交通手段であり、利便性の高い交通機能の確保を図ります。

■住居系ゾーン

市街化区域を中心に、地域資源やまちの景観に配慮し、道路、公共下水道、公園及び防災施設等の都市基盤が計画的に整備された環境と調和する住居系ゾーンと位置づけ、良好な市街地形成を図ります。

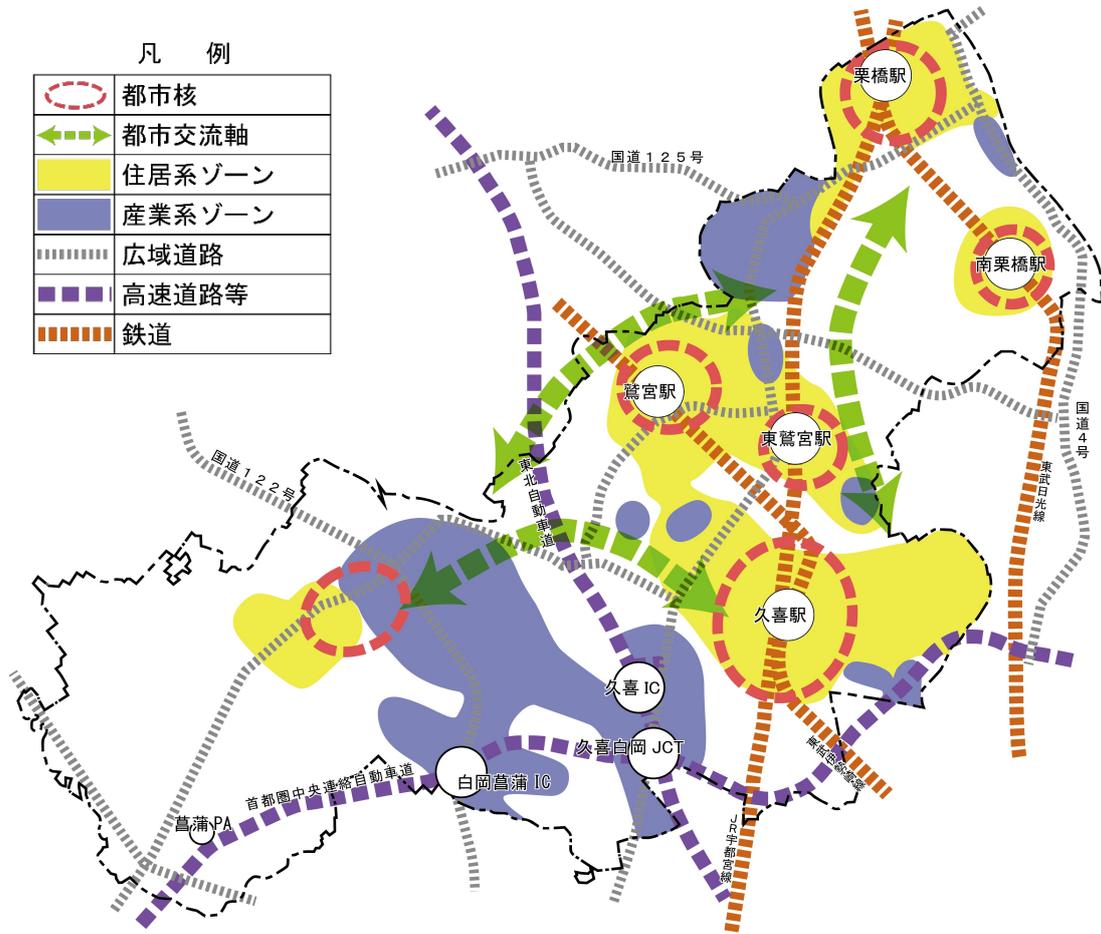
■産業系ゾーン

本市の産業面での活力を生み出す産業拠点の形成を図るため、インターチェンジ周辺や広域交流軸が結節する交通条件の優れた地域や既存の工業団地を産業系ゾーンと位置づけ、本市の将来を担う新たな産業拠点の形成を図ります。

都市構造図

凡 例

	都市核
	都市交流軸
	住居系ゾーン
	産業系ゾーン
	広域道路
	高速道路等
	鉄道

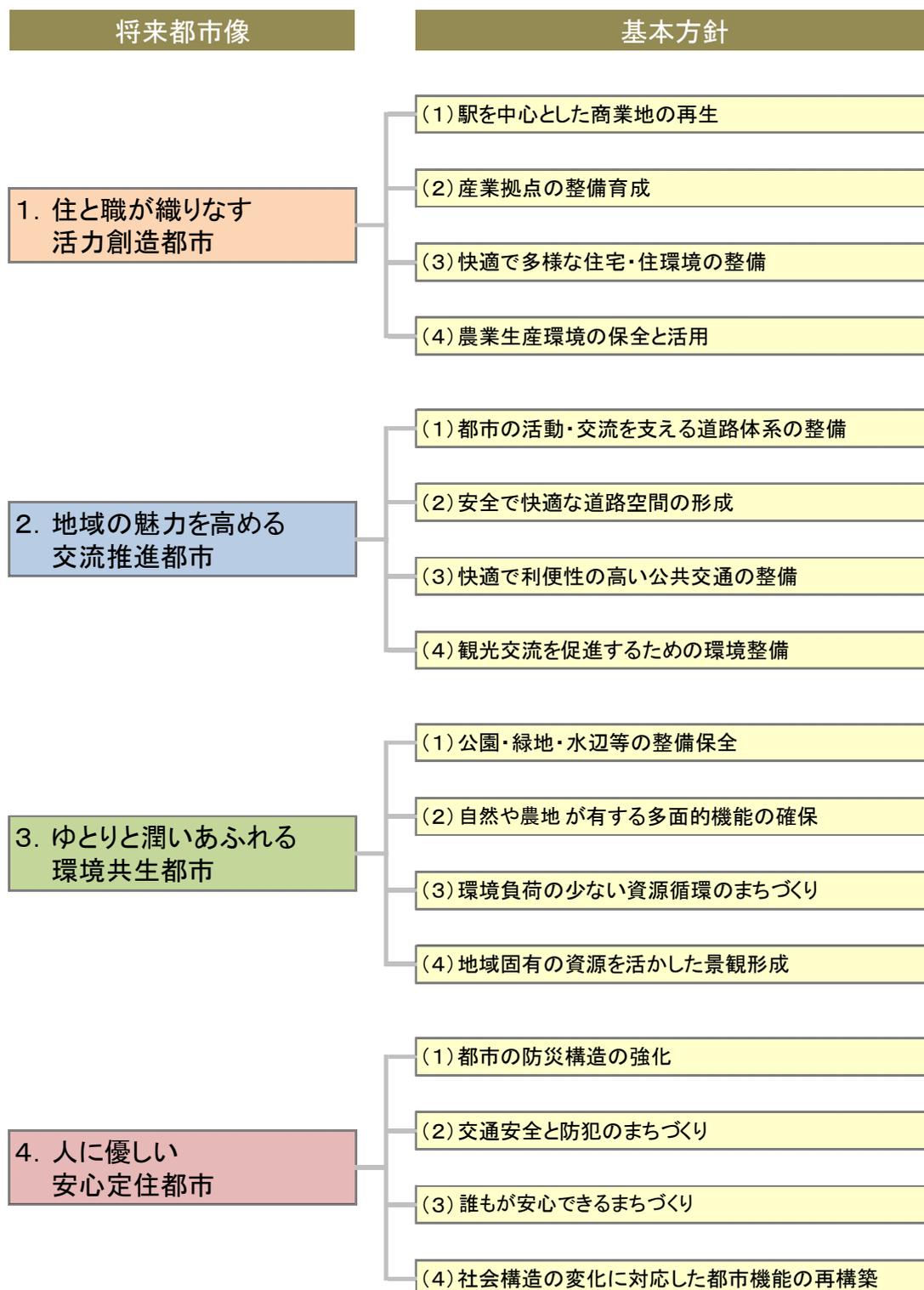


2.2

都市づくりの基本方針

将来都市像で掲げたように、「活力」「交流」「環境」そして「安心」の4つの分野でとらえた都市づくりを推進するため、以下の体系により取組みの方向性を設定します。

■将来都市像と基本方針の体系



土地利用、市街地整備、住宅・住環境の分野

1. 駅を中心とした商業地の再生

(1) 駅周辺商業地等の魅力向上と活性化につながる都市機能の誘導

■ 駅周辺商業地の魅力向上と再生

地域商業が停滞傾向にあるなかで、子育て世代をはじめ多様な世代が住みたくくなるような、商業環境と住環境が調和した快適で便利なまちづくりに取り組みます。

■ 街なか居住による地域活性化の促進

駅周辺の商業地においては、商業の低迷に伴い停滞している土地利用の活性化に向け、再開発事業の促進や集合住宅の誘導などによる街なか居住を促進します。



(2) 賑わいや文化・芸術等を表現する象徴的な都市空間の整備

■ 地域文化による象徴的な賑わい空間の整備

駅周辺の商業地を、提燈まつりなど地域の伝統行事にふれることのできる象徴的な場所として、市民や来訪者が集う快適で魅力的な空間として整備に取り組みます。

■ 歩行者目線によるまちの活性化

駅周辺の商業地においては、歩行者が楽しく巡ることのできる街を創りだし、これまでの自動車主体のまちづくりから、歩行者主体による賑わいづくりに取り組みます。

2. 産業拠点の整備育成

(1) 幹線道路沿道等における新たな産業立地の誘導

■ 産業基盤整備の促進

インターチェンジ周辺や主要な幹線道路の沿道等において、高い交通利便性を活かした産業基盤の整備を促進します。



(2) 既存の工業団地における良好な操業環境の維持・保全

■ 既存工業団地の維持・保全

既存工業団地の維持・保全を図ることにより、産業誘致等を通じた雇用環境の確保と、若年層をはじめとする就労者の定住を促進します。



■ 工業団地等の産業地の周辺環境との共生

工業団地等の産業地においては、自然環境の保全、都市景観の形成、省エネルギーや資源循環など環境への貢献や周辺地区との共生を促進するとともに、新たな産業地の開発エリアについては開発の規制誘導を適切に図ります。

3. 快適で多様な住宅・住環境の整備

(1) 多様な世代及び生活様式に対応した住宅・住環境の整備

■多様な世代が定住できる住宅・住環境の整備

多様な世代が定住できる住宅・住環境を確保するため、子育て環境や買い物利便、医療福祉環境など各種の生活ニーズに対応した定住環境の整備を促進します。

■質の高い市街地の整備と優良な住宅の供給促進

自然環境と調和し、都市基盤の整った快適でゆとりある市街地の整備を促進するとともに、耐震性・耐久性の高い優良な住宅の供給を促進します。

■若年層などの定住を支援する住環境の整備

勤労者の住居の受け皿を安定的に確保し、若年層や子育て世代の定住を支援する住宅施策に努めます。また、駅周辺などの土地の有効活用による住宅供給を促進し、若年層などの街なか居住を促進します。

■職住近接による住宅・住環境の整備誘導

企業の立地に伴う勤労者の居住ニーズ等に対応し、産業系の市街地に近接した地域などにおいて良好な住宅・住環境の整備を促進します。

■公営住宅の確保

公営住宅の空き家対策や老朽化対策としての住宅改善、周辺住環境の整備等により、住居を必要とする世代・世帯に対して居住の受け皿の確保に取り組みます。

(2) 田園環境と調和した秩序ある住宅市街地の整備

■区域指定の見直しを含めた適切な開発規制

秩序ある都市環境を維持するため、道路及び排水条件など都市基盤の整備状況を考慮して、市街化区域に近接する市街化調整区域の都市計画法第34条第11号による区域指定を適宜見直し、開発にあたっての規制誘導を図ります。

■地域事情を踏まえた農村集落等の整備

農用地区域などの優良農地の保全を基本とする地域においては、コミュニティ維持の観点など地域事情を踏まえた農村集落等の整備を図ります。

4. 農業生産環境の保全と活用

(1) 農業生産基盤である農地の保全

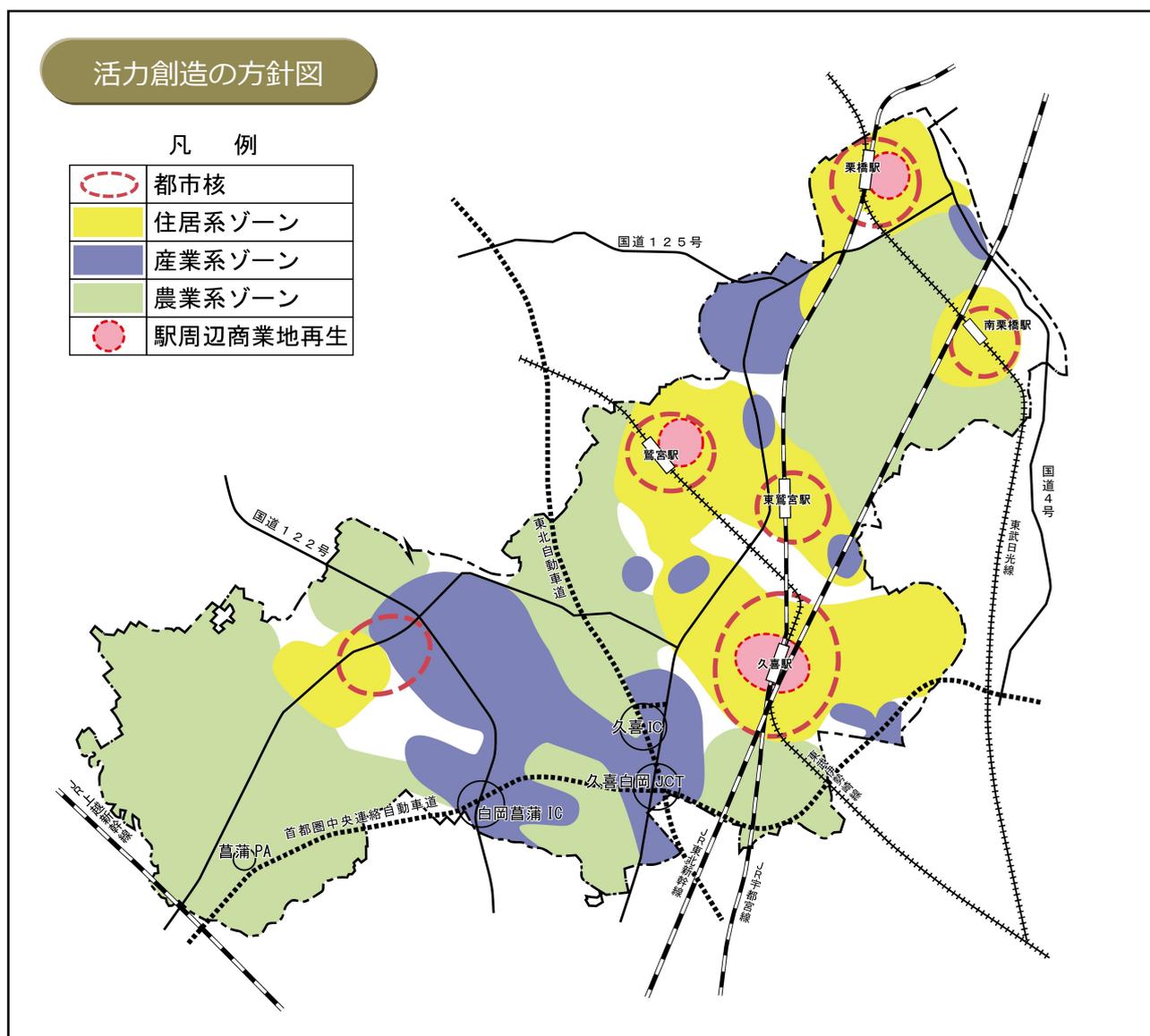
■ 農地の保全と利用集積の促進

本市の貴重な生産基盤である優良農地を保全していくため、農業経営体の確立とともに農地の利用集積を促進します。

(2) 農地の有効利用

■ 農地の有効活用の促進

農道や用排水路などの農業基盤の整備・保全に取り組み、農地の有効利用を図ります。また、遊休化した農地について、市民農園や体験農園など地域住民の交流の場としての活用を促進します。



道路整備、公共交通、観光交流の分野

1. 都市の活動・交流を支える道路体系の整備

(1) 効率的な幹線道路体系の整備

■ 広域幹線道路の整備

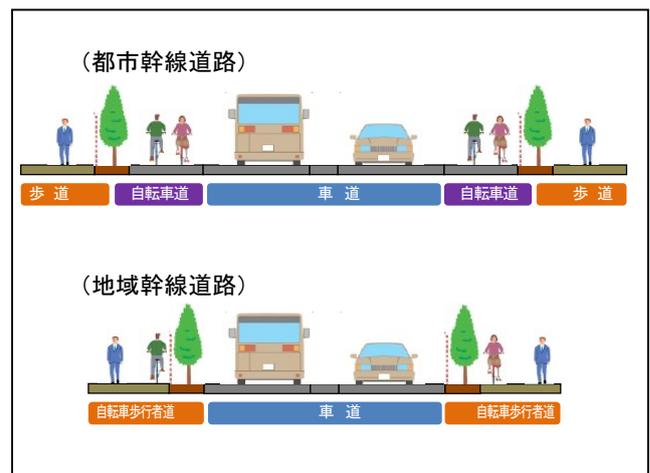
本市と県内の主要都市を効率的に結びとともに、東北道と圏央道の二つの高速道路等の各インターチェンジとも連携し、広域的な都市間交流を活発にする骨格的な幹線道路を広域幹線道路と位置づけ、計画的な整備を促進します。

■ 都市幹線道路の整備

本市に隣接する都市との円滑な交流を促し、広域幹線道路を補完する主要な幹線道路を都市幹線道路と位置づけ、計画的な整備に取り組みます。

■ 地域幹線道路の整備

市内の各地区を機能的に結びつけ、市民生活を支えるための道路網を形成する幹線道路を地域幹線道路と位置づけ、計画的な整備に取り組みます。



■ 地域に根ざした道路環境の維持・保全

良好な道路環境を維持・保全していくために、道路愛護に関する地域活動（道路里親制度などによる活動）を促進するなど、地域に根ざした活動に取り組みます。

■ 都市計画道路の見直し

市内外の交通状況の変化により、都市計画道路の廃止・延伸等計画的に見直しを図ります。

■ スマートインターチェンジの設置等

東北道や圏央道等による交通利便性を最大限に活かすため、久喜駅東側における圏央道スマートインターチェンジの設置に向けた検討を行うとともに、関連する道路の整備を推進します。

(2)市内の交流を活性化していくための道路体系の整備

■市の一体化を促す幹線道路の整備

菫蒲地区から市中心部（久喜駅方面）へのアクセス性を高める道路や、栗橋地区・鷲宮地区・久喜地区間の交流を促す道路など、市の一体化を促す幹線道路の整備を推進します。

■渋滞箇所改善による広域交通円滑化

主要幹線道路の交通円滑化を図るため、都市計画道路未整備区間の整備を推進するとともに、交差点の渋滞箇所については右折レーンの整備をはじめとする対策に取り組みます。

2. 安全で快適な道路空間の形成

(1)歩行者の安全で快適な道路空間の整備

■高齢社会に対応した歩行者道路の整備

高齢社会が進展しつつあるなかで、街なかで安心して利用できる歩行者環境を確保するため、歩行者専用道路やコミュニティ道路の整備のほか、地域の事情に応じた時間帯による通行規制などの対策に取り組みます。

■駅前歩行者道路の空間的魅力化とバリアフリー化

駅周辺における道路では、駅利用者が快適に歩くことのできる歩行者空間の整備に取り組みます。また、子どもや高齢者、障がい者の安全・安心に配慮し、駅に向かう歩行者空間などのバリアフリー化に取り組みます。

■歩行者目線による地域密着型商店街の整備

地域の資源や景観と調和した道路の整備や、駅利用者等を街なかへ誘導する魅力ある道路環境の整備に取り組みます。

(2)自転車利用に配慮した道路環境の充実

■自転車利用の普及に対応した交通環境の充実

環境に配慮した社会に対応し、自転車通行に配慮した道路環境の充実に努めます。

(3)自動車交通のための安全・快適性の向上

■自動車が安全・快適に通行できる道路環境の充実

自動車通行量に応じた安全・快適性に配慮された道路幅員、円滑な交差点通行のための車線等の確保など、安全・快適に自動車が通行できるような道路環境の充実に努めます。

3. 快適で利便性の高い公共交通の整備

(1) 鉄道の利便性の向上、既存の路線バスの維持

■ 駅方向へのバス路線など交通環境の充実

市内各地区から駅方向への交通利便性が改善されるようバス路線の充実を促進するとともに、デマンド交通など市民ニーズに対応した公共交通を適切に運用します。



■ 駅周辺交通環境のバリアフリー化の推進

駅周辺における整備開発等に併せて、高齢者等に対応したエレベーター、エスカレーター等の設置を図るなど利便性向上を図ります。

(2) 交通不便地域や高齢者の移動手段に配慮した公共交通の整備

■ 公共交通の拡充・再編、路線バスの充実

高齢社会に対応した移動手段の必要性や、環境意識の高まり、バリアフリー環境の不足等に対応し、市内循環バスやデマンド交通等の利用状況を検証しながら必要な見直しを行うとともに、民間事業者が運行する路線バスの充実を促進します。

(3) 長期展望に立った鉄道構想の促進

■ 新駅設置及び鉄道延伸に関する構想の促進

東北新幹線の久喜駅新設の構想、地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）や埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の延伸構想について、長期的展望に立って取り組みます。

■ 鉄道輸送力の増強

鉄道輸送力の増強を図るため、JR及び私鉄の連携強化を促進します。

4. 観光交流を促進するための環境整備

(1) 地域の魅力づくりと活性化に資する観光資源の整備

■ 農工商連携の推進等による観光資源開発

自然とのふれあいや安らぎに対する意識の高まりの中、道路体系の整備状況を踏まえ、農工商の連携等による観光資源の開発を促進します。

■農的観光資源の開発とそれらを活用した観光交流環境の整備

観光ニーズに対応した新たな農的観光資源の開発とともに、これらの農的観光資源を活用した交流の場の創出に取り組みます。

(2)交通環境を活かした観光交流拠点の形成及び広域連携の推進

■広域交通体系を活かした交流拠点の整備

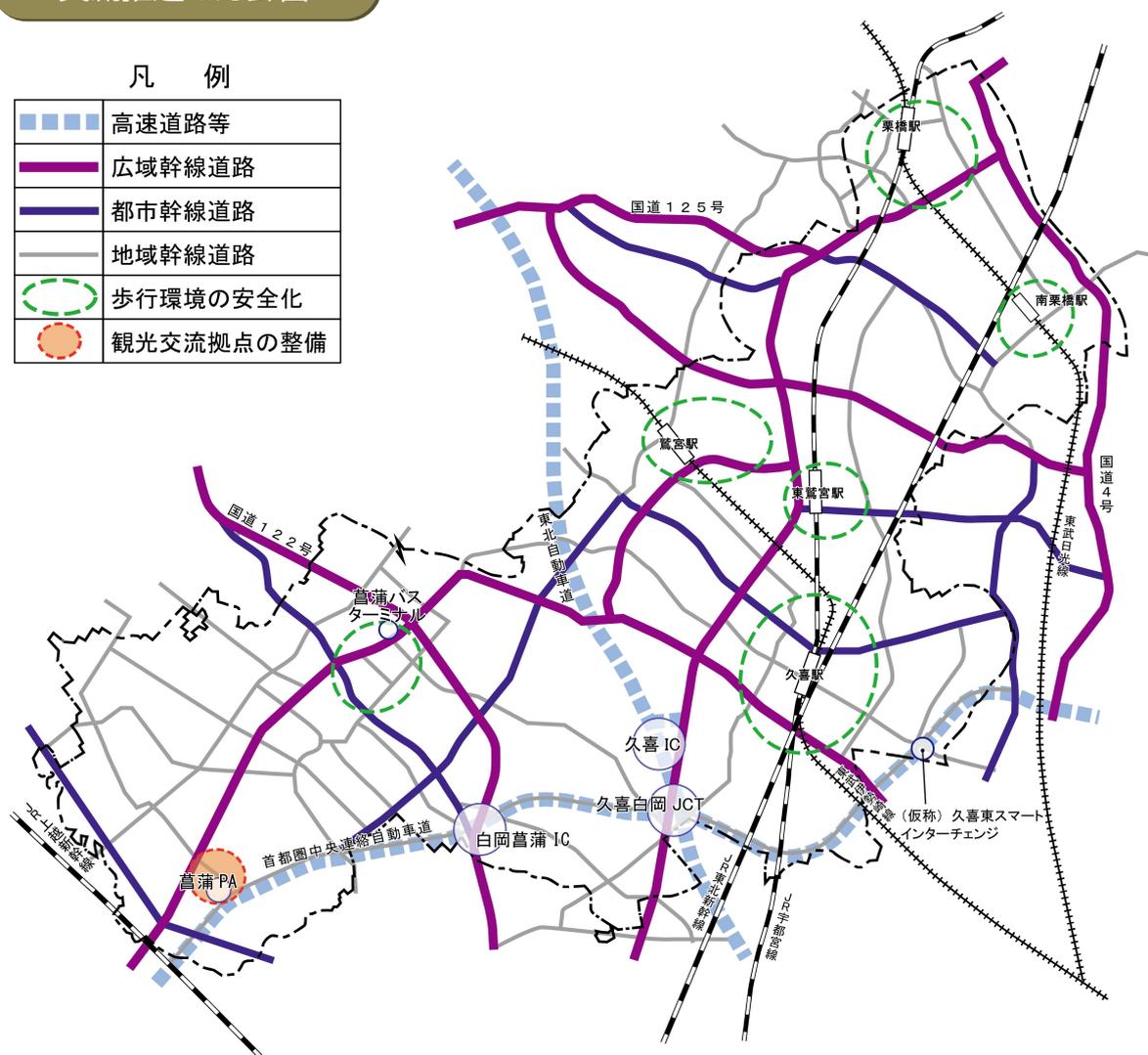
圏央道の開通に伴う都市間交流等の進展を踏まえ、交流・観光拠点（ハイウェイオアシスなど）の整備を促進します。

■地産地消を促進する交流拠点の整備

地域の農的資源を有効活用していくため、幹線道路沿道に道の駅などの観光交流施設の整備を促進し、地産地消を推進します。

交流推進の方針図

凡 例	
	高速道路等
	広域幹線道路
	都市幹線道路
	地域幹線道路
	歩行環境の安全化
	観光交流拠点の整備



公園・緑地、水・資源循環、都市景観の分野

1. 公園・緑地・水辺等の整備保全

(1) 地域の拠点となる公園・緑地、緑のネットワークの充実

■ 市内にある豊かな自然資源のための環境整備

豊富な水資源や生物の生息環境などを活用し、地域の特徴を活かした憩いの拠点となる公園・緑地の整備を図ります。さらに拠点を地域の緑化や街路樹の充実で結びつけるみどりのネットワークの形成を図ります。

■ 地域の配置バランスに配慮した多様な公園の整備

季節感豊かな様々な花や樹木にふれ、市民のスポーツニーズ等に応える施設が充実した地域の拠点となる公園の整備を推進します。



■ 市街地のオアシスとなる街なか公園の整備

緑の確保が求められる市街地において、商店街の賑わいづくりや歴史資源を活かした道づくりと連携して歩行者に憩いの場（ポケットパーク等）を提供する街なか公園の整備を図ります。

■ 地域資源の維持管理の推進

地域の既存の公園等を市民にとって身近な観光資源ととらえ、その維持管理を徹底することにより地域の魅力化に努めます。

(2) 公共施設や住宅地等の緑化によるみどい豊かな市街地の形成

■ 住宅地市街地等における緑化の促進

市民の環境意識の高まりを踏まえ、地域の緑を豊かにしていくため、住宅地等において生垣の設置や屋敷林の保全等を促進するとともに、緑化に取り組みます。また、歴史建造物等と調和した社寺林等の緑の保全・管理を促進します。



■ 樹木が適切に管理された道路空間の整備

地域の身近な緑を望む市民ニーズに応えつつ、緑豊かな道路環境を充実させるため、道路幅員の確保など整備の可能性に応じて、樹木が適切に管理された街路樹等の空間整備を推進します。

■ 多様な樹種による街路景観の形成

歩行者目線に配慮した環境づくりとして、多様な植樹パターンで街並みに変化をもたらす街路景観の創出など、歩いて楽しい魅力ある市街地の整備に努めます。

■ 街路樹の設置水準の向上と維持管理の充実

市街地の緑を充足するため、主要な道路では街路樹の植栽が可能なゆとりある道路空間を確保するとともに、樹木の計画的な維持管理に努めます。

2. 自然や農地が有する多面的機能の確保

(1) 農地等における生物生息、雨水涵養等の多面的機能の確保

■ 市街化区域における農地の保全

市街化区域内の農地が持つ緑地・防災等の多面的な機能を維持するため、農地の計画的な保全を促進します。

■ 農業振興地域等における環境保全活動の支援

農業振興地域等における豊富な農地を活かし、環境にやさしいライフスタイルの普及を図りつつ、生物保護、雨水涵養等の環境保全に取り組みます。また、休耕田においてコスモスやレンゲなどを導入し、農地の維持・保全に取り組みます。

■ 水辺環境や生物生息状況に基づく保全活動等の支援

市内各所の豊かな水辺環境や、生物生息環境等を踏まえ、水路の水質浄化など環境保全の取組みを進めます。また、ボランティア（地域活動）等による環境保全を促進するとともに、必要な施設の整備及び環境の改善等に取り組みます。

3. 環境負荷の少ない資源循環のまちづくり

(1) 公共下水道等による水資源の保全

■ 公共下水道等の整備

生活環境の改善と水資源の保全のため、公共下水道未整備区域の整備を推進します。さらに、整備済みの農業集落排水と併せて、合併処理浄化槽の導入を促進し水洗化率向上を図ります。

(2) 資源循環と省エネルギーの都市づくり

■ 資源循環と環境保全型農業の連携

市民に普及しつつあるコンポストによる生ごみ堆肥化など廃棄物処理の取組みとともに、減農薬等による環境保全型農業等により、食の安全と一体となった農地の保全を促進します。

■ 公共施設等の省エネ改修、環境共生住宅の促進

省資源・自然エネルギー型都市構造へ転換を図るため、公共施設をはじめ民間事業所の省エネルギー改修に取り組むとともに、民間住宅においては環境との共生に配慮した構造や施設の設置等を促進します。



(3) 環境負荷に配慮した都市構造及び生活様式の普及

■ 環境負荷の少ない道路環境、公共空間等の整備

地球温暖化の進行防止や、自然環境の保護に配慮し、地域が有する豊かな水資源や自然環境を活かした環境負荷の少ない都市構造の整備に努めます。

■ 駅前や主要公共施設等における自転車駐輪場の充実

自動車依存の生活様式を見直し、自転車利用に転換する環境意識が高まりつつあることから、市内の主要箇所自転車等を停めておける場所や施設の確保を図ります。

■環境対応型自動車に即した施設の普及促進

移動にかかる環境負荷の大きさ等を踏まえ、環境にやさしいライフスタイルを促進しつつ、環境対応型自動車の普及に即した施設（電気自動車の充電施設等）の計画的な配置を促進します。

4. 地域固有の資源を活かした景観形成

(1) 地域の自然や歴史・文化等に根ざした景観の整備・保全

■歴史的建造物の修復・保全

旧市街地に存在する歴史的建造物等の文化財を、観光ネットワークとの連携による街の魅力向上に活用し、道路整備と一体となった景観整備に取り組みます。

■地域固有の自然・歴史・文化資源を活かした景観整備

鷲宮神社とコスモスふれあいロードを活かした景観整備の連携による景観整備等、地域固有の自然・歴史・文化資源の連携に取り組みます。



■水路を活かしたネットワーク環境の整備

市内に数多く流れる水路を人に優しい開かれた空間として活用し、公園・緑地や主要な施設、文化財等とネットワークする環境の整備に取り組みます。

■地域の特性を活かした景観づくり

計画的で良好な景観の形成に向けて、地区計画や景観協定など、地域独自のルールに基づく景観づくりに取り組みます。

(2) 市街地開発等の動向をとらえた秩序ある都市景観の誘導

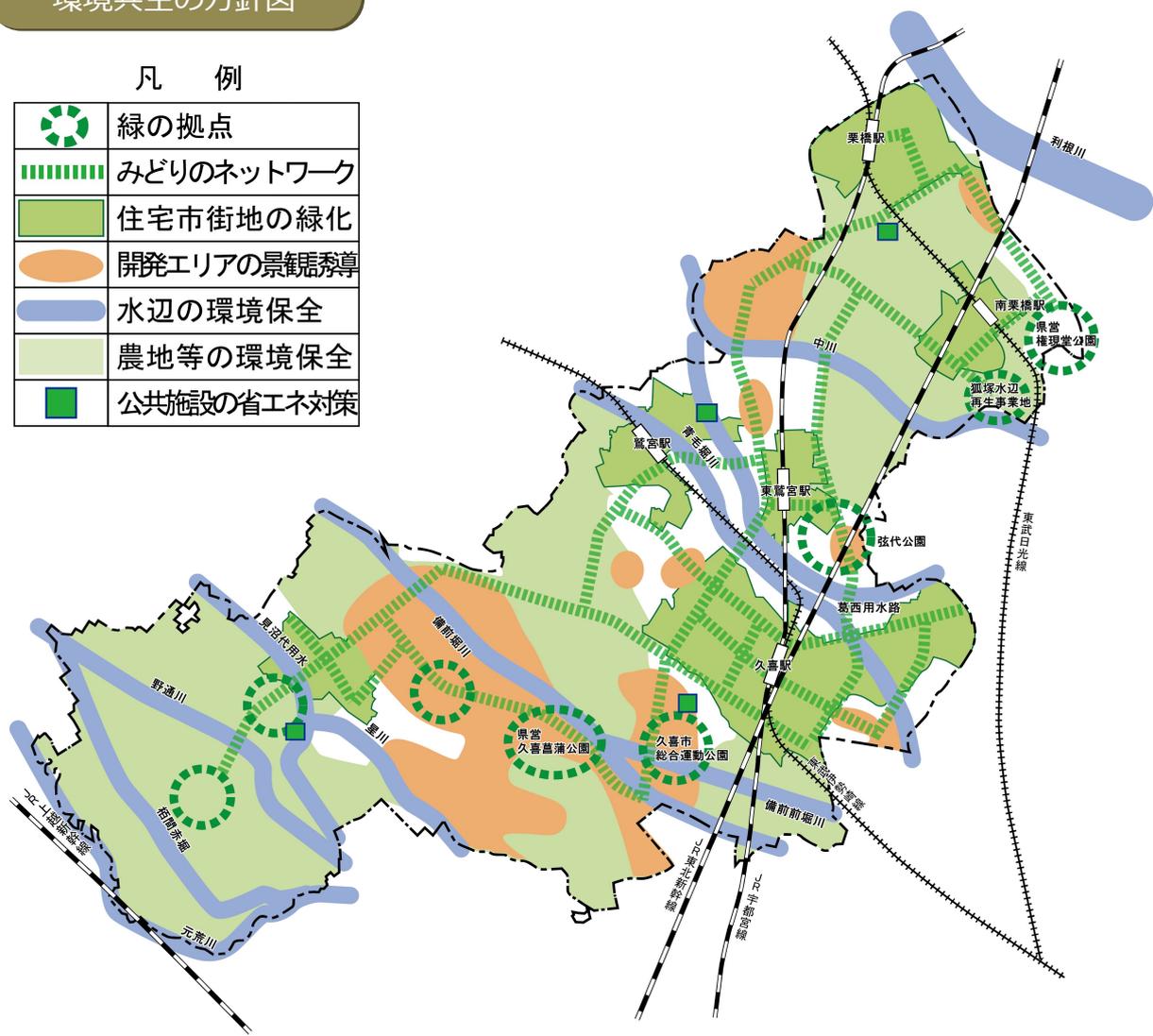
■インターチェンジ周辺等開発エリアの景観誘導

白岡菖蒲インターチェンジ周辺の新産業地開発エリアをはじめ、新たな市街地開発においては、開発行為にあわせた計画的な景観整備の誘導を図ります。

環境共生の方針図

凡 例

	緑の拠点
	みどりのネットワーク
	住宅市街地の緑化
	開発エリアの景観誘導
	水辺の環境保全
	農地等の環境保全
	公共施設の省エネ対策



都市防災、防犯まちづくり、福祉のまちづくりの分野

1. 都市の防災構造の強化

(1) 河川や道路等の整備・管理による水害への対策の推進

■河川的环境維持及び治水対策

洪水災害に伴う被害を予防するため、国・県による河川の整備促進をはじめとする対策のほか、流出抑制対策や洪水被害の軽減対策を推進します。

■集中豪雨に対応した道路の冠水対策

集中豪雨によって道路、特に鉄道や高速道路などのアンダーパス箇所などが冠水しないよう排水機能を高める等の冠水対策を図ります。

(2) 災害時の避難路・避難場所の確保など防災体制の強化

■災害時の市街地の混乱、帰宅困難者への対応

災害発生時の市街地の混乱を抑え、市民などの安全を確保するため、駅など特に人の集まる場所を中心に災害情報などに関する体制整備や避難対策の強化を図ります。

■被害想定に基づく避難・防災施設等の整備

大規模震災や水害など自然災害の発生時に、公共施設から遠い区域などで市民などが迅速に避難できるよう、被害想定に対応した避難・防災施設等の整備拡充を図ります。

■救急医療等と連携した災害時体制の構築

ハザードマップ等による避難情報の普及により、市民の防災対策を促進するとともに、自然災害発生時の被害想定に基づくヘリポートの指定など避難・救急医療体制の構築を促進します。

(3) 災害時の危険性が懸念される市街地への対応

■震災時の液状化現象を防止する対策の促進

市内各所で液状化現象の危険性が懸念されるため、開発行為に際して地盤改良等を指導するなど、液状化に備えた市街地耐震化に取り組めます。

2. 交通安全と防犯のまちづくり

(1) 犯罪を未然に防ぐまちづくりの推進

■防犯面に配慮した歩行環境の整備

防犯性の高い街路灯への改善等、安心して歩ける道路環境の整備を図ります。

(2) 交通安全に配慮した環境の整備

■交通安全施設等の整備による交通危険箇所の改善

交通安全性の高い道路への改善等により、多様な世代の歩行者に優しい道づくりに努めます。また、交通危険箇所などについて交通安全施設の設置や踏切箇所の改善等の対策を図ります。

■指定区域を対象とした交通安全対策

県警と道路管理者（国、県、市）が連携し、指定区域内の生活道路を30キロ規制とする「ゾーン30」の導入を目指し、生活圏における交通安全対策に努めます。

3. 誰もが安心できるまちづくり

(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入

■生活に身近な歩行環境のバリアフリー化

高齢社会が進展しつつあるなかで、安心して歩ける歩行者環境を確保するため、電線類の地中化やバリアフリー化をはじめ、年齢差や障がいの有無などにかかわらず全ての歩行者に優しいユニバーサルデザインによる道路環境の整備を図ります。

(2) 医療・福祉と連携した健康増進の都市づくり

■健康づくりのための歩行環境の整備

高齢社会に対応した、市民のための憩いの場の提供、さらには健康づくりにも資する自然豊かで快適な歩行環境の整備を図ります。

■高齢者の健康づくりや活躍のための環境整備

高齢者の健康づくりのための施設の整備や、高齢者の活動を支援する拠点づくり等に取り組みます。



4. 社会構造の変化に対応した都市機能の再構築

(1) 社会変化に対応した公共施設等の有効利用

■公共施設の適正配置と消費エネルギーの削減・活用

合併による多様な市内公共施設の存在を踏まえ、既存施設の有効活用、新規整備の重点化、広域的な利用の促進等のあり方について運営面も含めた効率化を推進します。また、省資源・省エネルギーの観点から、発生エネルギー（焼却施設等）の有効活用などを図ります。



■若い人が定住できる良好な地域環境の整備

市内には若年層の定住者が以前と比べて減少している地域がみられることから、若い人が住みやすいまちづくりに向けて公園や保育園等の施設の適正配置などに努めます。

(2) 市民生活向上のための多様な支援機能の配置

■地域コミュニティなどの交流環境の整備

子育て世代が安心して住み続けることができるよう、地域コミュニティに配慮した交流拠点の整備など、子育てしやすいまちづくりに取り組みます。

■行政・保育等の駅前利便サービスの立地誘導

駅付近での需要が考えられる駅前行政サービスや保育サービスなど、駅利用者を中心とした市民生活の利便性向上を果たす機能の立地を推進します。

安心定住の方針図

凡 例

	防災拠点
	緊急輸送道路
	緊急輸送道路（高速道路）
	河川（治水対策）
	ヘリポート
	公共施設有効利用
	住宅市街地

